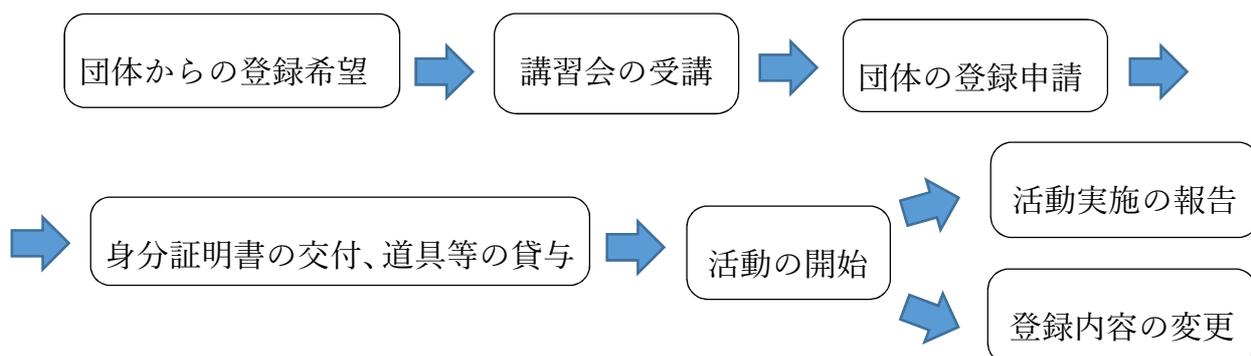


違反広告物ボランティア撤去団体へ登録を希望される方へ

各項目について、以下の書類の提出をお願いいたします。

なお、提出先は、裏面記載の問い合わせ先までお願いいたします。

○登録から活動開始までの流れ



1 登録について …提出先：都市計画課

- ・違反広告物ボランティア撤去団体届（様式第1号）
- ・違反広告物ボランティア撤去員申出名簿（様式2号）
- ・撤去した広告物の一時保管場所を示す図面（任意の様式）

※書類の手続き後、ボランティア撤去員証明書の交付、撤去用具等の配付を行います。

2 活動後の報告について …提出先：各都市計画事務所 都市計画指導課

- ・違反広告物ボランティア撤去報告書（様式第8号）

※原則、活動の3日後まで

※近日中の活動予定であれば、まとめた報告でも構いません。

3 登録内容の変更手続きについて …提出先：都市計画課

※撤去員数や代表者、その他変更が生じた場合

- ・違反広告物ボランティア撤去団体変更届（様式第3号）
- ・違反広告物ボランティア撤去員申出名簿（様式第2号）

4 ボランティア団体の廃止について …提出先：都市計画課

※ボランティア団体を廃止される場合

- ・違反広告物ボランティア撤去団体廃止届（様式第4号）

5 問い合わせ先

○項目1、3、4について

【都市計画課】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1409

FAX：048-829-1979

E-mail：toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp

○項目2、その他撤去方法等について

【北部都市計画事務所 都市計画指導課】

（活動地区が西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所6階

電話：048-646-3178

FAX：048-646-3189

E-mail：hokubu-toshikeikaku-shido@city.saitama.lg.jp

【南部都市計画事務所 都市計画指導課】

（活動地区が中央区・浦和区・桜区・南区・緑区）

〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10 中央区役所内

電話：048-840-6178

FAX：048-840-6189

E-mail：nambu-toshikeikaku-shido@city.saitama.lg.jp